

平成21年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要

- * 金融商品取引法を含めた累次の制度改革の結果、検査対象は大幅に増加・多様化
- * 今般のグローバルな金融危機を踏まえた検査対応

証券監視委の検査のあり方

- ・ 業者の規模・リスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースに基づく検査
- ・ 業者に公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促す検査
- ・ 顕在化しつつあるリスクに対して将来に備えた機動的な対応を目指す検査

より効率的・効果的な検査

- 【効率的な検査】・・・業者自身の自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査
- 【効果的な検査】・・・検査結果が業者の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような検査

※より効率的・効果的な証券検査に向けた取組み

- ・ 予告検査の試行的な導入
- ・ 検査中の対話の充実 等

◎効率的・効果的な検査を行う際の留意点

- ① 法令等違反行為の検証を行うことを基本としつつ、業者の規模・特性を踏まえた上で、その背景となる業者の内部管理態勢等の適切性の検証にも着目した検査
- ② 検査対象先のリスクの所在を分析し、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査
- ③ 業者との双方向の対話等を重視した検査
- ④ 検査の透明性等を向上させるため、検査マニュアルの見直し、公表

【その他の課題】

- ・ サブプライムローン問題を踏まえ、証券化商品の組成・引受・販売等を行う業者の引受審査、リスク管理等の問題への検査対応
- ・ 証券・銀行等間のファイアーウォール規制の見直しに伴う、利益相反管理体制整備に係る検査対応
- ・ グローバルに活動する業者に対する検査においては、財務の健全性を含め、広くリスク管理態勢のあり方にも着目

◎重点検証分野

- ① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証
- ② 金融商品取引業者等のリスク管理態勢に係る検証
 - ☞ グローバルに活動する金融商品取引業者等のシステムリスクや財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証
 - ☞ 外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者のリスク管理態勢の検証
- ③ 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証
- ④ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証
- ⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
- ⑥ 投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証
- ⑦ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証
- ⑧ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証
- ⑨ 過去の検査における問題点の改善状況

◎証券検査基本計画

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・ 第1種金融商品取引業者等 | 130社（うち財務局110社） |
| ・ 投資運用業者、投資助言・代理業者 | 65社（うち財務局35社） |
| ・ 自主規制機関 | 必要に応じて実施 |
| ・ 第2種金融商品取引業者等 | 必要に応じて実施 |